

健生食輸発0814第2号
令和7年8月14日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産スッポンのドキシサイクリン、メキシコ産コーヒー豆のピペロニルブトキシド及びベトナム産バナナのペルメトリン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号（最終改正：令和7年8月12日付け健生食輸発0812第2号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、中国産スッポン及びメキシコ産コーヒー豆のモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、ベトナム産バナナについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・中国産スッポン及びその加工品（簡易な加工に限る。）のドキシサイクリン
- ・メキシコ産コーヒー豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）のピペロニルブトキシド

2. 別表第3への追加

- ・中国産スッポン及びその加工品（簡易な加工に限る。）のドキシサイクリン（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「HANGZHOU EAST BLUE AGRICULTURAL DEVELOPMENT CO., LTD.」及び「HANGZHOU JIUXIAN IMPORT & EXPORT CO., LTD.」であるものに限る。）
- ・メキシコ産コーヒー豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）のピペロニルブトキシド（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「EXPORTADORA DE CAFE CALIFORNIA, S.A. DE C.V.」であるものに限る。）

3. 別表第3から削除

- ベトナム産バナナ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のペルメトリン（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「RED DRAGON CO., LTD」であるものに限る。）